

大田区保育士応援手当 F A Q (応援手当) ～区立民営保育所・認証保育所・定期利用保育専用施設～

No.	種別	問	答
1	目的	本事業の目的を教えてください。	離職率の高い若年層の保育士の定着を支援することで保育の質の向上につなげることを目的としています。
2	補助対象保育施設	補助対象保育施設を教えてください。	区内に所在する、私立認可保育所・区立民営保育所・認証保育所・小規模保育所・定期利用保育専用施設です。
3	補助対象職員	支給対象となる職員とその要件を教えてください。	<p>1 対象職員 支給対象期間の6か月間、同一の補助対象保育施設に常勤の職員として常態的に勤務している保育士 常勤の定義については、本F A Q No.5をご参照ください。</p> <p>2 要件 次のいずれにも該当すること ①基準日(※)において、保育施設等での経験年月数(区内・区外問わず)が満5年未満であること(※前期：4月1日、後期：10月1日) ②支給対象期間内において実際に勤務した日が1日以上であること</p>
3-2	補助対象職員	支給対象期間中に在籍施設が変わりましたが、支給対象になりますか。	<p>同一法人内の区内から区内への異動(補助対象保育施設間に限る)であれば支給対象です。 区外から区内、区内から区外への異動や異なる法人への転職は支給対象外です。 なお、グループ内での出向等については、本F A Q No.11-2をご参照ください。</p>
4	補助対象職員	保育に従事していない保育士資格をもつ職員は支給対象となりますか。	保育士資格をもつ配置基準上保育従事職員として勤務している者を支給対象とします。

大田区保育士応援手当 F A Q (応援手当) ～区立民営保育所・認証保育所・定期利用保育専用施設～

No.	種別	問	答
5	補助対象職員	常勤職員の定義を教えてください。	次のすべての要件を満たす者をいう。 (1) 期間の定めのない労働契約を結んでいること（1年以上の労働契約を結んでいる場合を含む。）。 (2) 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項第1の3号により明示された就業の場所が当該保育施設であること。 (3) 勤務時間が、次のいずれかであって、かつ常態的に勤務していること。 ア 当該保育施設の就業規則において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上に限る。）に達していること。 イ ア以外であって、1日6時間以上かつ月20日以上であること。 (4) 当該保育施設（一括適用の承認を受けている場合は本社等）を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。
6	補助対象職員	保育士資格を持ち、配置基準上の保育従事職員と事務員を兼務しているが、支給対象となりますか。	配置基準上の保育従事職員として本 F A Q No. 3を満たしていれば、支給対象となります。
7	経験年月数	経験年月数の確認方法を教えてください。	申請時に提出いただく、別に様式を定める届出書と「ねんきんネット（日本年金機構）」の写し等により確認します。
8	経験年月数	他自治体における経験年月数は算定されますか。	他自治体の施設・事業所における経験年月数も通算して算定されます。 なお、算定される施設・事業所は、令和5年6月7日付けこ成保39・5文科初第591号「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」第4の1に掲げる施設・事業所等（保育所、幼稚園、認定こども園、小規模・事業所内保育を行う事業所、児童養護施設、児童相談所での児童一時保護施設等）です。 前述の一例に記載がない施設・事業所について、算定対象となるか否かは担当までお問合せください。

大田区保育士応援手当 F A Q (応援手当) ～区立民営保育所・認証保育所・定期利用保育専用施設～

No.	種別	問	答
9	経験年月数	経験年月数が算定される施設・事業所から退職し、その後復職したのですが、退職前の経験年月数も算定されるのでしょうか。	退職前の経験年月数も通算して算定します。
10	経験年月数	n年4月2日に補助対象保育施設に入職した保育士（未経験）が、入職後に退職等せず継続して勤務した場合、支給対象となる期間を教えてください。	(n+5)年4月2日に満5年を迎えるので、(n+5)年度前期分まで支給対象となり得ます。
11	異動・転職	支給対象期間中に在籍施設が変わりましたが、支給対象になりますか。 (再掲 No. 3-2)	同一法人内の区内から区内への異動（補助対象保育施設間に限る）であれば支給対象です。 区外から区内、区内から区外への異動や異なる法人への転職は支給対象外です。 なお、グループ内での出向等については、本FAQ No. 11-2をご参照ください。
11-2	異動・転職	支給対象期間の始期から補助対象保育施設で勤務していましたが、支給対象期間中にグループ内別法人の補助対象保育施設での勤務となりました。この場合、支給対象になりますか。	原則支給対象外です。しかしながら、人材育成や事業支援、人材交流等を目的として勤務施設が変わった場合は、例外的に支給対象とする場合があります。該当する場合は、申請書のチェック欄に☑をお願いします。 <u>申請後に申請者等にヒアリング等を実施し、算定対象か否かを決定します。</u>
11-3	異動・転職	支給対象期間中に在籍施設の運営法人に変更（事業譲渡等）が生まれました。運営法人の変更はありましたが、支給期間中は同一施設での勤務を継続していた場合は支給対象となりますか。	特例で、同一法人とみなし、支給対象とします。
11-4	異動・転職	支給対象期間中に補助対象保育施設に異動してきました（入職しました）が、支給対象となりますか。	支給対象外です。支給対象期間中のすべての月において、本FAQ No. 3の要件等を満たすことで支給対象となります。例えば、5月1日に異動してきた（入職した）場合は、前期分は支給対象外です。

大田区保育士応援手当 F A Q (応援手当) ～区立民営保育所・認証保育所・定期利用保育専用施設～

No.	種別	問	答
12	勤務実態	病気休業や育児休業等により、長期間勤務していませんが支給対象となりますか。	産休・育休・介護休業や有給の休暇等は、勤務しているものとみなします。つまり、病気休業の場合、それが有給であれば勤務しているものとみなし、本紙No.5(3)の要件を満たしているといえます。ただし、支給対象期間内に実際に勤務をした日が1日もない場合は支給対象外です。
13	支給方法	どのように支給されますか。	対象者本人からの申請に基づき、申請時に指定された申請者本人名義の口座に支給します。
13-2	支給方法	前期分を申請すれば、後期分の申請は不要ですか。	前期分・後期分、それぞれ申請が必要です。申請方法や申請期間は、区から保育施設経由でお知らせいたします。
14	年齢制限	年齢制限はありますか。	年齢制限はありません。
15	支給上限回数	支給回数に上限はありますか。	令和6年4月1日時点での経験年月数によって、令和6年度以降の支給上限回数が次のとおり異なります。 満4年6月以上満5年未満の場合 1回 満4年0月以上満4年6月未満の場合 2回 満3年6月以上満4年0月未満の場合 3回 満3年0月以上満3年6月未満の場合 4回 満2年6月以上満3年0月未満の場合 5回 満2年0月以上満2年6月未満の場合 6回 満1年6月以上満2年0月未満の場合 7回 満1年0月以上満1年6月未満の場合 8回 満0年6月以上満1年0月未満の場合 9回 満0年0月以上満0年6月未満の場合 10回
16	終期	本事業はいつまで継続予定ですか。	引き続き、事業継続の検討を行ってまいります。

大田区保育士応援手当 F A Q (一時金) ～区立民営保育所・認証保育所・定期利用保育専用施設～

No.	種別	問	答
1	目的	本事業の目的を教えてください。	中堅・ベテラン層の定着を支援し、また、同一の保育施設における継続勤務を奨励することにより、職務内容に応じた知識・経験を身に付け、保育の質の向上につなげることを目的としています。
2	補助対象保育施設	補助対象保育施設を教えてください。	区内に所在する、私立認可保育所・区立民営保育所・認証保育所・小規模保育所・定期利用保育専用施設です。
3	補助対象職員	支給対象となる職員とその要件を教えてください。	<p>1 対象職員 基準日（当年度4月1日）時点において、補助対象保育施設で常勤の職員として常態的に勤務している保育士</p> <p>2 要件 同一の補助対象保育施設における経験年月数が基準日の属する年度の前年度中に満（5×m）年に達した者（mの値は2以上8以下）</p>
3-2	補助対象職員	保育士資格を持ち、保育従事者と事務員を兼務しているが、支給対象となりますか。	保育従事者として本 F A Q No. 3を満たしていれば、支給対象となります。

大田区保育士応援手当 F A Q (一時金) ～区立民営保育所・認証保育所・定期利用保育専用施設～

No.	種別	問	答
4	補助対象職員	常勤職員の定義を教えてください。	<p>次のすべての要件を満たす者をいう。</p> <p>(1) 期間の定めのない労働契約を結んでいること（1年以上の労働契約を結んでいる場合を含む。）。</p> <p>(2) 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項第1の3号により明示された就業の場所が当該保育施設であること。</p> <p>(3) 勤務時間が、次のいずれかであって、かつ常態的に勤務していること。</p> <p>ア 当該保育施設の就業規則において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上に限る。）に達していること。</p> <p>イ ア以外であって、1日6時間以上かつ月20日以上であること。</p> <p>(4) 当該保育施設（一括適用の承認を受けている場合は本社等）を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。</p>
5-1	補助対象職員	「同一の補助対象保育施設における経験年月数」には、同一法人の他の補助対象保育施設における経験年月数も含まれますか。	<p>含まれます。</p> <p>同一法人の他の補助対象保育施設における経験年月数も通算して算定されます。</p> <p>例えば、A法人 a 施設（補助対象）で満2年の経験がある場合、A法人 b 施設（補助対象）での経験年月数が満8年に達した年度の翌年度に支給対象となります。</p> <p>ただし、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業及び病児・病後児保育事業等の通常保育以外の事業に専任する期間は含まれません。</p>
5-2	補助対象職員	A法人 a 施設（補助対象）で3年勤務した後、A法人の区外保育施設に異動しました。その後、A法人 b 施設（補助対象）に異動した場合、a 施設での3年は経験年数に含まれますか。	<p>含まれます。</p>

大田区保育士応援手当 F A Q (一時金) ～区立民営保育所・認証保育所・定期利用保育専用施設～

No.	種別	問	答
5-3	補助対象職員	A法人 a 施設（補助対象）が、B法人に事業譲渡されました。B法人が運営することとなった a 施設に引き続き在籍することとなった場合、A法人が運営していた a での経験年数は算定の対象となりますか。	算定対象とします。 例えば、A法人 a 施設でキャリアをスタートし、満3年の経験の後、B法人への事業譲渡があった場合は、B法人 a 施設で経験年月数が満7年に達した年度の翌年度に支給対象となります。
5-4	補助対象職員	A法人 a 施設（補助対象）が、B法人に事業譲渡されました。当該施設への在籍を継続する予定でB法人に転籍しましたが、B法人都合により前述の a 施設ではないB法人が運営する x 施設（補助対象）への在籍となりました。A法人が運営していた a 施設での経験年数は算定の対象となりますか。	算定対象とします。 例えば、A法人 a 施設でキャリアをスタートし、満3年の経験の後、B法人への事業譲渡があった場合は、B法人 x 施設で経験年月数が満7年に達した年度の翌年度に支給対象となります。
5-5	補助対象職員	A法人 a 施設（補助対象）からグループ内のB法人 b 施設（補助対象）への勤務に変更となりましたが、a 施設での経験年数は算定の対象となりますか。	原則算定対象外です。しかしながら、人材育成や事業支援、人材交流等を目的として勤務施設が変わった場合は、例外的に算定対象とする場合があります。該当する場合は、申請書のチェック欄に☑をお願いします。申請後に申請者等にヒアリング等を実施し、算定対象か否かを決定します。
5-6	補助対象職員	C法人が運営する c 施設（補助対象）が閉園したので、D法人 d 施設（補助対象）に転職しました。C法人が運営していた c 施設での経験年数は算定の対象となりますか。	算定対象とします。 例えば、C法人 c 施設でキャリアをスタートし、満3年の経験の後、当該施設が閉園したため、転職したD法人 d 施設で経験年月数が満7年に達した年度の翌年度に支給対象となります。

大田区保育士応援手当 F A Q (一時金) ～区立民営保育所・認証保育所・定期利用保育専用施設～

No.	種別	問	答																
5-7	補助対象職員	《No. 5-1～5-6についての補足》	No. 1のとおり、「同一の保育施設における継続勤務」を原則とし、「同一の補助対象保育施設における経験年月数が基準日の属する年度の前年度中に満（5×m）年に達した者（mの値は2以上8以下）」を要件としていますが、雇用されている以上、異動等は避けては通れないものと考えます。 自己都合によるものは対象外ですが、それ以外の事由によるものは例外的に算定対象とする場合があります。該当する場合は、申請書のチェック欄に☑をお願いします。申請後に申請者等にヒアリング等を実施し、算定対象か否かを決定します。																
6	受給年度	令和6年度において、経験年月数が満12年を迎える保育士は支給対象となりますか。	基準日が属する年度の前年度中に経験年月数が満（5×m）年に達した者（mの値は2以上8以下）が支給対象となり、令和6年度に満12年を迎える保育士は令和9年度に満15年を迎えるため、令和10年度に支給対象となります。																
7	受給年度	令和6年度において、支給対象となるのはどのような者ですか。	休業期間や補助対象保育施設以外に勤務していた期間がない場合は、次のとおりです。 <table border="1" data-bbox="1413 1090 2018 1469"> <thead> <tr> <th>経験年数</th> <th>勤務開始年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年</td> <td>2013(H25)/4/2～2014(H26)/4/1</td> </tr> <tr> <td>15年</td> <td>2008(H20)/4/2～2009(H21)/4/1</td> </tr> <tr> <td>20年</td> <td>2003(H15)/4/2～2004(H16)/4/1</td> </tr> <tr> <td>25年</td> <td>1998(H10)/4/2～1999(H11)/4/1</td> </tr> <tr> <td>30年</td> <td>1993(H05)/4/2～1994(H06)/4/1</td> </tr> <tr> <td>35年</td> <td>1988(S63)/4/2～1989(H01)/4/1</td> </tr> <tr> <td>40年</td> <td>1983(S58)/4/2～1984(S59)/4/1</td> </tr> </tbody> </table>	経験年数	勤務開始年月日	10年	2013(H25)/4/2～2014(H26)/4/1	15年	2008(H20)/4/2～2009(H21)/4/1	20年	2003(H15)/4/2～2004(H16)/4/1	25年	1998(H10)/4/2～1999(H11)/4/1	30年	1993(H05)/4/2～1994(H06)/4/1	35年	1988(S63)/4/2～1989(H01)/4/1	40年	1983(S58)/4/2～1984(S59)/4/1
経験年数	勤務開始年月日																		
10年	2013(H25)/4/2～2014(H26)/4/1																		
15年	2008(H20)/4/2～2009(H21)/4/1																		
20年	2003(H15)/4/2～2004(H16)/4/1																		
25年	1998(H10)/4/2～1999(H11)/4/1																		
30年	1993(H05)/4/2～1994(H06)/4/1																		
35年	1988(S63)/4/2～1989(H01)/4/1																		
40年	1983(S58)/4/2～1984(S59)/4/1																		

大田区保育士応援手当FAQ(一時金) ～区立民営保育所・認証保育所・定期利用保育専用施設～

No.	種別	問	答
8	受給年度	令和6年度に経験年月数が満10年を迎え、令和7年度に一時金を受給しました。その後、産休・育休を取得したことにより、令和7年度においても満10年のままなので、令和8年度も一時金の支給対象となりますか。	満10年を迎えた際に一時金の支給対象となるのは、満10年を迎えた年度の翌年度のみです。申請忘却等、いかなる理由があっても、翌々年度は支給対象とはなりません。
9	経験年数	前年度までの経験年月数の確認方法を教えてください。	申請時に提出いただく、別に様式を定める届出書と「ねんきんネット(日本年金機構)」の写し等により確認します。
9-2	経験年数	令和6年4月2日に補助対象保育施設に入職した保育士(未経験)が、はじめて一時金を受給することができる年度を教えてください。	退職等なく継続して勤務した場合、令和16年4月1日(令和16)年度)に満10年を迎えるので、令和17年度にはじめて一時金の支給対象となります。なお、応援手当については、令和11年年4月1日時点で満5年未満なので、令和11年度前期分まで応援手当が支給対象です。
10	申請方法	基準日時点で、育児休業を取得していますが、申請できますか。	基準日が属する年度の前年度中に経験年数が満(5×m)年に達した者(mの値は2以上8以下)はであれば支給対象です。
11	支給方法	どのように支給されますか。	対象者本人からの申請に基づき、申請時に指定された申請者本人名義の口座に支給します。
12	年齢制限	年齢制限はありますか。	年齢制限はありません。
13	終期	本事業はいつまで継続予定ですか。	引き続き、事業継続の検討を行ってまいります。